

改正

令和2年12月15日条例第31号

串間市病院事業薬剤師・看護師等奨学金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、薬剤師又は看護師等を養成する大学等に在学している者又は入学が決定した者で、卒業後に串間市民病院（以下「病院」という。）において薬剤師又は看護師等の業務に従事しようとする者に対し、予算の範囲内で修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸与することにより、病院における薬剤師及び看護師等の人員の充足を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 看護師等 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師、助産師又は看護師をいう。

(2) 大学等 次に掲げるものをいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条第2項に規定する薬学を履修する課程を有する同法に基づく大学

イ 保健師助産師看護師法第19条第1号、第20条第1号若しくは第21条第2号に規定する文部科学大臣の指定した学校、同法第19条第2号、第20条第2号若しくは第21条第3号に規定する都道府県知事の指定した看護師等の養成所又は同法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学

ウ 学校教育法第58条第1項に規定する専攻科を有する同法に基づく高等学校（看護師を養成するために一貫したカリキュラムを有する高等学校に限る。）

(貸与額及び貸与の期間)

第3条 奨学金の貸与額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以内で串間市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める額とする。

(1) 薬剤師 月額75,000円

(2) 看護師等 月額55,000円

2 管理者は、前項に定めるもののほか大学等への入学時に係る奨学金について200,000円を限度に貸与することができる。

3 奨学金の貸与は、無利子で行うものとする。

4 奨学金を貸与する期間は、当該奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し病院が貸与の決定をした月を始期とし、申請者の在学している大学等の正規の最短修学期間が終了する月を終期とする。ただし、保健師助産師看護師法第21条第2号に規定する文部科学大臣の指定した学校に在学している者又は入学が決定した者に対し奨学金を貸与する期間は、3年を限度とする。

（申請及び決定）

第4条 申請者は、管理者が別に定めるところにより、連帯保証人を立て、管理者に奨学金の貸与を申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により申請があったときは、審査の上貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（貸与の取消し及び停止）

第5条 管理者は、奨学金の貸与の決定を受けている者（以下「修学者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは貸与の決定を取り消すものとする。

（1）死亡したとき。

（2）大学等を退学したとき。

（3）奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

（4）心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。

（5）前各号に掲げる場合のほか、奨学金の貸与の目的を達成する見込みがないと認められるとき。

2 管理者は、修学者が大学等を休学したとき、長期欠席となったとき、停学の処分を受けたとき、又は学業不振等で修学者としての操行が適当でないと認められるときは、当該事由の発生した日の属する月の翌月から当該事由の終了した日の属する月までの奨学金の貸与を停止することができる。この場合において、これらの月の分として既に貸与された奨学金があるときは、当該奨学金は、当該事由の終了した日の属する月の翌月以後の分として当該修学者に貸与されたものとみなす。

3 前項に規定するもののほか、管理者は、修学者が正当な理由がなく、報告書等を提出しないときは、奨学金の貸与を一時保留することができる。

（業務従事等）

第6条 奨学金の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）は、病院で薬剤師又は看護師等の業

務に従事するものとする。

- 2 借受者が病院において薬剤師又は看護師等の業務に従事する期間（以下「業務従事期間」という。）は、奨学金の貸与を受けた期間（前条第2項の規定により貸与を受けなかった期間を除く。）、奨学金の貸与額、大学等の奨学金に係る事情等を勘案し管理者が別に定める。
- 3 借受者が薬剤師又は看護師等の業務に従事した期間が管理者が別に定める業務従事期間に満たないときは、借受者は、当該満たない期間に応じ奨学金を返還するものとする。ただし、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため薬剤師又は看護師等の業務を継続することができなくなったときは、この限りでない。
- 4 前項の規定により奨学金を返還する者は、別に定めるところにより管理者に届け出なければならない。
- 5 管理者は、前項の規定による届出があったときは、これを審査し、返還する額を決定するものとする。

（全額返還事由）

第7条 借受者は、次の各号（第2号及び第3号にあっては、管理者が特別な事情があると認めたときを除く。）のいずれかに該当する事由が生じたときは、別に定めるところにより、貸与を受けた奨学金の全額を月賦又は半年賦の均等払により返還しなければならない。ただし、繰上償還を妨げないものとする。

- (1) 第5条第1項の規定により奨学金の貸与の決定が取り消されたとき。
- (2) 大学等（第2条第2号ウにおいては、専攻科）を卒業した日から1年1月以内に薬剤師又は看護師等の免許を取得しなかったとき。
- (3) 串間市病院企業職員採用試験に合格しなかったこと等により病院への就業に至らなかったとき。

2 借受者が次の各号のいずれかに該当すると管理者が認めたときは、借受者は、貸与された奨学金の全額及び第9条に規定する遅延損害金を一括して返還しなければならない。

- (1) 奨学金の返還を継続して怠り、かつ、返還に誠意を有すると認められないとき。
- (2) 串間市病院企業職員採用試験を受験する意思を有すると認められないとき。

（返還の猶予）

第8条 管理者は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間において、奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 保健師助産師看護師法第21条第1号から第3号までに規定する学校等を卒業した後、保健

師又は助産師の免許を取得するために新たに大学等に入学したとき。

(2) 災害、病気その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき。

2 前項の規定による猶予を受けようとする者は、別に定めるところにより管理者に申請しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定するものとする。

(遅延損害金の徴収等)

第9条 借受者は、奨学金を期限までに返還しなかったときは、期限の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき奨学金の額につき民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率（この場合における年当たりの利率は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの利率とする。）で計算した遅延損害金を支払わなければならない。この場合において、その計算した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 管理者は、借受者が奨学金を期限までに返還しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

3 前項の規定による遅延損害金の減額又は免除を受けようとする者は、別に定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

4 管理者は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否及びその額を決定するものとする。

(届出等)

第10条 管理者は、奨学金の貸与の目的を達成するため必要があると認めるときは、修学者に対し、届、報告書その他必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月15日条例第31号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。